

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく事後開示書面)

イー・ガーディアン株式会社

2026年4月1日

2026年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号  
イー・ガーディアン株式会社  
代表取締役社長 高谷 康久

イー・ガーディアン株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びイー・ガーディアン東北株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2025年12月17日付で吸収合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続について（会社法789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2026年1月9日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限ま

でに異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

- （1）株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当 事項はありません。
- （2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当 事項はありません。
- （3）債権者の異議手続について（会社法第 799 条）当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2026 年 1 月 9 日付の官報及び電 子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 200 条第 4 号） 当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅 会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号） 別紙 2 のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号） 2026 年 4 月 1 日申請予定

7. その他合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号） 該当事項はありません。

以上

# 吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

イー・ガーディアン株式会社

イー・ガーディアン東北株式会社

2025 年 12 月 23 日

2025年12月23日

## 吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号  
イー・ガーディアン株式会社  
代表取締役社長 高谷 康久

宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号  
イー・ガーディアン東北株式会社  
代表取締役 宮坂 誠

イー・ガーディアン株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びイー・ガーディアン東北株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2025年12月17日付で吸収合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。
3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項  
該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項
  - (1) 吸収合併存続会社
    - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容  
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容  
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項  
本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併の効力発生後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



## 吸収合併契約書

イー・ガーディアン株式会社（以下「甲」という）とイー・ガーディアン東北株式会社（以下「乙」という）は、以下の通り吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところにより合併（以下「本件合併」という）し、甲を存続会社、乙を消滅会社とする吸収合併を行う。
2. 本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
  - (1) 吸収合併存続会社（甲）  
商号：イー・ガーディアン株式会社  
住所：東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
  - (2) 吸収合併消滅会社（乙）  
商号：イー・ガーディアン東北株式会社  
住所：仙台市青葉区本町二丁目15番1号

### 第2条（無対価合併）

甲は、本件合併に際し、乙の株主に対して合併対価を交付しないものとする。

### 第3条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2026年4月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上又はその他の理由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第4条（承継する権利義務）

1. 甲は、効力発生日をもって、乙の有する一切の権利義務（乙が有する資産、負債及び契約上の地位を含む。）を承継する。
2. 甲及び乙は、甲が承継する財産、負債その他の権利義務の詳細及びその評価・承継に関する事項につき、「承継に関する明細書」を作成するものとする。

### 第5条（合併後の役員）

本件合併の効力発生日における甲の取締役及びその他の役員については、別途甲乙間で協議の上定めるものとする。

### 第6条（従業員の処遇）

甲は、本件合併の効力発生日をもって、乙の雇用契約上の地位を包括的に承継するものとし、乙の従業員は甲に承継されるものとする。

#### 第7条（資本金及び準備金の額）

甲が本件合併により増加する資本金及び資本準備金は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金：増加しない。
- (2) 資本準備金：増加しない。
- (3) 利益準備金：増加しない。

#### 第8条（株主総会決議の省略）

1. 甲は、本契約の第2条より、会社法第796条第2項の規定に定める簡易合併の要件を満たすため、株主総会による本契約の承認決議を省略することとする。
2. 乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有する特別支配会社であるため、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会による本契約の承認決議を省略する。

#### 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務を遂行し、財産の維持及び管理を行うものとする。

#### 第10条（合併契約の変更及び解除）

1. 効力発生日までの間に、天災地変その他本件合併の目的に重大な影響を及ぼす事由が発生した場合、又は甲乙いずれかの財産状態もしくは経営状況に重大な変化が生じた場合、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 前項以外の場合であっても、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、会社法その他関係法令の趣旨に従い、甲乙誠実に協議して決定するものとする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は署名捺印の上、各自1通を保有する。  
なお、電磁的方法により締結する場合には、双方にて署名捺印に代わる電磁的处理を施し、双方  
保管する。

2025年12月17日

甲：東京都港区虎ノ門一丁目2番8号  
イー・ガーディアン株式会社  
代表取締役社長 高谷 康久

乙：仙台市青葉区本町二丁目15番1号  
イー・ガーディアン東北株式会社  
代表取締役 宮坂 誠



## 貸借対照表

2025年 9月30日 現在

イー・ガーディアン東北株式会社

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	661,315	【流動負債】	157,132
現金及び預金	534,105	買掛金	1,449
売掛金	119,428	未払金	71,720
仕掛金	125	前受金	88
立替金	543	預り金	2,483
未収入金	1,329	未払法人税等	61,317
前払費用	5,782	未払消費税	20,073
【固定資産】	97,362	【固定負債】	990
(有形固定資産)	48,428	預り保証金	990
建物附属設備	38,313	負債合計	158,122
工具、器具及び備品	56,286	純資産の部	
*減価償却累計額建物附属	-13,083	【株主資本】	600,556
*減価償却累計額工具器具	-33,088	資本金	4,000
(投資その他の資産)	48,934	資本剰余金	23,579
敷金・保証金	42,776	その他資本剰余金	19,579
繰延税金資産	6,158	資本準備金	4,000
		利益剰余金	572,976
		その他利益剰余金	572,976
		繰越利益剰余金	572,976
資産合計	758,678	純資産合計	600,556
		負債・純資産合計	758,678

# 損益計算書

皇 2024年10月30日

イー・ガーディアン東北株式会社

(単位： 千円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
リニシャルサホート	910,001	
ケームサホート	124,708	
アトフプロセス	266,359	
その他の	822	
サイバーセキュリティ業務	936	1,302,828
純売上高		1,302,828
【 売 上 原 価 】		
製品製造原価	891,523	
合 計	891,523	
売上原価		891,523
売上総利益		411,305
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		81,437
営業利益		329,867
【 営 業 外 収 益 】		
受取利息	616	
受取手数料	69	
雑収入	600	1,287
【 営 業 外 費 用 】		
雑損失	0	0
経常利益		331,154
【 特 別 損 失 】		
固定資産除却損失	646	
特別損失		646
税引前当期純利益		330,508
法人税、住民税及び事業税	113,847	
法人税等調整額	544	114,392
当期純利益		216,116